

# 感染拡大予防ガイドライン（例）

## （標準的対策）

（令和2年6月18日改訂）

京都府

## 目 次

1 はじめに · · · · ·	P. 1
2 全施設共通事項 · · · · ·	P. 1
3 業態による感染拡大を予防するための措置	
① 食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等) · · · · ·	P. 4
② 百貨店・スーパー・マーケット等 · · · · ·	P. 4
③ 遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等) · · · · ·	P. 5
④ 劇場等(劇場・映画館・演芸場等)、貸会議室 · · · · ·	P. 5
⑤ 遊技施設(パチンコ店) · · · · ·	P. 5
⑥ 遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等) · · · · ·	P. 5
⑦ 運動施設(屋外水泳場) · · · · ·	P. 6
⑧ 各種学校等 · · · · ·	P. 6
⑨ 学習塾等(自動車学校) · · · · ·	P. 6
⑩ 学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く)) · · · · ·	P. 6
⑪ 博物館等(博物館・美術館・図書館等) · · · · ·	P. 6
⑫ 博物館等(動物園・植物園等) · · · · ·	P. 7
⑬ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) · · · · ·	P. 7
⑭ 商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗) · · · · ·	P. 8
⑮ 商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗) · · · · ·	P. 8
⑯ 商業施設(スーパー・銭湯) · · · · ·	P. 8
⑰ スポーツクラブ、ヨガスタジオ等 · · · · ·	P. 9
⑱ カラオケボックス等 · · · · ·	P. 9
⑲ 社交飲食業(バー、キャバレー、スナック等) · · · · ·	P. 10
⑳ 特定遊興施設(ナイトクラブ) · · · · ·	P. 10
㉑ オーセンティックバー · · · · ·	P. 11
㉒ ライブハウス · · · · ·	P. 11

## 1. はじめに

事業者においては、業界団体等で作成されている業種別ガイドラインによって適切な感染防止策を実施すること。作成されていない場合等に、本ガイドラインを参考にそれぞれのガイドライン等を作成し、感染防止策を実施すること。

その際、まずは、提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中では3時間以上
- 銅の表面では4時間まで
- 厚紙（段ボール）の表面では24時間後まで
- ステンレススチール表面では48時間後まで
- プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

なお、このガイドラインの内容は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、既に作成された業種別ガイドライン等を参考にして作成しているものであり、今後の対処方針等の変更の他、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、意見等を踏まえ、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

## 2. 全施設共通事項

### 2-1. 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- 人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。  
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること。
- 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)をすること。
- 従業員及び入場者に対する咳エチケット・マスクの着用を徹底すること。
- 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できること。
- 施設の換気(2つ以上の窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)をすること。

- ・ キャッシュレス決済を推進すること。なお、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用すること。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫すること。
- ・ 業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意をしながら、入場者等の名簿を適正に管理すること。

## 2－2. 症状のある方の入場制限

- ・ 入場時の体温チェックを実施すること。
- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。また、状況によっては、体温計やサーモグラフィーなどで発熱者を特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は入場しないように呼びかけること。

## 2－3. 消毒等

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備（石鹼による手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置すること。
- ・ 複数人の手が触れる場所を適宜消毒すること。
- ・ 手や口が触れるようなもの（カップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図ること。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなど（防炎製品等その他の燃えにくい素材を使用しているものに限る。）で遮蔽すること。
- ・ 他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。

## 2－4. トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行うこと。
- ・ 便座の蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止すること。
- ・ ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぶり等を準備すること。

## 2－5. 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努めること。

- ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒すること。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること。
- ・ 屋内の喫煙ルームの利用に当たっては、3密にならないように注意すること。

## 2-6. ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗うこと。

## 2-7. 清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

## 2-8. 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度とするなど、ジョブローテーションを工夫すること。
- ・ マスク着用や手指消毒を徹底すること。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5°C以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行うこと。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とすること。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

## 2-9. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行うこと。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること。

## 2-10. その他

- ・ 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておくこと。
- ・ 施設において感染の疑いがある事例が発生した場合は、速やかに所管の保健所に報告す

ること。

### 3. 業態による感染拡大を予防するための措置

#### ①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーテーションで区切るか、できるだけ2m(最小1m)以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けること。
- 大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること。
- 食器等を通じた感染の回避を図るため、客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起すること。
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること。

##### (テイクアウトサービスを行う場合)

- 客の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入すること。
- テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別し、接触を避けるように工夫すること。
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えて客に注意を促すこと（特に気温の高い時期）。

##### (デリバリーサービスを行う場合)

- デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないように、可能であればデリバリー専用ウォンターを設け、両者の動線が重ならないように工夫すること。
- 料理の受渡しは必ず手指を消毒してから行うこと。
- 代金が支払い済み（オンライン決済等）で、注文者が希望する場合は、注文者が指定した所に料理を置くなど非接触の受渡しを行うこと。
- 配達員は、店舗従業員と同様の健康管理、手洗い等の衛生管理を実践し、マスクを着用すること。
- 配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒すること。
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えて客に注意を促すこと（特に気温の高い時期）。

#### ②百貨店・スーパーマーケット等

- 混雑時の入場制限を実施すること。
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。

- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)こと。
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること。
- ・ 滞在時間が短くなるよう工夫すること。
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップを中止すること。
- ・ 家族連れを避け、必要最小限の人数で買い物に行くよう周知すること。
- ・ 惣菜、ベーカリー等顧客が直接とりわける販売方法は避けること。

**③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)**

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること。
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること。
- ・ シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと。

**④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室**

- ・ 混雑時の入場制限を実施すること。
- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする措置などを行うこと。
- ・ 劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、演者と客席の距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。
- ・ 滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること。
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること。

**⑤遊技施設(パチンコ店)**

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること。

**⑥遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)**

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること。

- 施設内での飲食は控えること。

#### ⑦運動施設(屋外水泳場)

- 混雑時の入場制限を実施すること。
- 人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- 更衣室、シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと。
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。

#### ⑧各種学校等

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする措置などを行うこと。
- 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること。
- 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。

#### ⑨学習塾等(自動車学校)

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする措置などを行うこと。
- 適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。
- 実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること。

#### ⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く。))

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする措置などを行うこと。
- 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること。
- 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。

#### ⑪博物館等(博物館・美術館・図書館等)

- 混雑時の入場制限を実施すること。
- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする措置などを行うこと。
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること。
- 直接入場者が手に触れることのできる展示物は避け、展示を行う場合は、定期的に消毒

を行うこと。

- 特定の展示物の前に大勢の入場者が滞留しないよう、人数制限や自動音声による注意喚起を行うこと。
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- 展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動において人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。

#### ⑫博物館等(動物園・植物園等)

- 混雑時の入場制限を実施すること。
- 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどを清潔に保つこと。
- 観察時や施設内の移動において、人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること。
- 特定の展示物の前に大勢の入場者が滞留しないよう、人数制限や自動音声による注意喚起を行うこと。
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- 密閉施設については適切な換気が行われること。
- 入場口に踏込消毒マットを設置(弱性石鹼、消石灰等)すること。

#### ⑬ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)

- ロビー、大浴場やレストランなど多くの宿泊客が同時に利用する場所について、人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安(最小1m))が確保されること。
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること。
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。

#### (飲食で使用する場合)

- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の環境を徹底的に排除すること。
- 大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること。
- 回し飲み・お酌の自粛を呼びかけること。
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること。

⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- ・ 店内等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)こと。
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること。
- ・ 滞在時間が短くなるよう工夫すること。
- ・ 適切な消毒や換気が行われること。
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップを中止すること。
- ・ 家族連れを避け、必要最小限の人数で買い物に行くよう周知すること。
- ・ 多くの人が触れるようなサンプル品・見本品の使用は控えること。

⑮商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする措置などを行うこと。
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)こと。
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること。
- ・ 客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにすること。
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップを中止すること。
- ・ 家族連れを避け、必要最小限の人数で買い物に行くよう周知すること。

⑯商業施設(スーパー・銭湯)

- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)こと。
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること。
- ・ 浴槽等において人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- ・ 更衣室等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと。

(飲食コーナー)

- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の環境を徹底的に排除すること。
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること。
- ・ 回し飲み・お酌の自粛を呼びかけること。
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること。

## ⑪スポーツクラブ、ヨガスタジオ等

- ・ 共用ロッカーの使用を制限すること。
- ・ 周囲の人と2m（最低1m）以上の間隔が確保できない室内でのスタジオプログラムの中止または制限をすること。
- ・ トレーニング時の身体的接触（補助、握手、ハイタッチ等）を控えるよう周知すること。
- ・ 受付等対面する場所にビニールカーテン等を設置すること。
- ・ ロビー等での滞留や食事の制限をすること。
- ・ できる限りスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること。
- ・ 利用者が代わるごとに設備、機材、座席、テーブル等の消毒をすること。
- ・ トレーニングマシンについて、十分な間隔（できるだけ2mを目安（最低1m））が確保されること。
- ・ トレーニング中にマスクの着用を励行する場合、呼吸困難による事故を防止するため、運動強度に応じたマスク（スポーツマスク、ランニングマスク等）の着用を推奨すること。
- ・ 特に感染拡大が懸念される地域のクラブにおいては、トレーニングジムにおける飛沫感染が最も懸念されるトレッドミル、バイク、クロストレーナーの利用において、厳格なる距離の確保と同時に、ウイルスの飛散を抑えるために利用者の運動強度を制御すること。
- ・ 機材の汗拭き用タオルの共用を禁止し、消毒液又は使い捨てペーパーを設置すること。
- ・ 換気設備による換気又は入り口や窓を開けることにより毎時2回以上の換気をすること。

## ⑫カラオケボックス等

- ・ 定員の半分程度の人数で部屋を提供すること。
- ・ 隣の人と一つ以上空け互い違いに座る、対面せず片側に座ること等を周知すること。
- ・ 施設への入店前、施設利用中において、周囲の人と2m（最低1m）以上の間隔を保つよう表示・周知すること。
- ・ ステージと座席との間のビニールカーテン等仕切りの設置又は個人別マイクとした上で飛沫防止のための防音マイクカバーの装着等をすること。
- ・ マスク又はフェイスガードを着用しての歌唱を奨励すること。
- ・ 食器等を通じた感染の回避を図るため、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起すること。
- ・ 座席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒すること。
- ・ 換気設備による換気又は窓の開閉により毎時2回以上の換気をすること。

（カラオケボックス以外の歌唱を伴う飲食店における付加事項）

- ・ グループ間はテーブルをパーテーション等で区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空け、横並びで座れるよう配置を工夫し、カウンター席は密着しないよう適度なスペースを空けること。

- ・ 客と従業員は、マスク又はフェイスガードを着用して歌唱や会話をすること。

#### ⑯社交飲食業（バー、キャバレー、スナック等）

- ・ 客の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛すること。
- ・ 客の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは当面の間自粛すること。実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、人数の制限やステージと客席の間は2m（最低1m）以上の間隔を取ること。
- ・ 客と客との間隔を2m（最低1m）以上確保すること。
- ・ カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する、又は対面の距離を確保すること。
- ・ 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止を周知すること。
- ・ 入退場の際は、2m（最低1m）以上の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫すること。
- ・ 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないように注意喚起すること。
- ・ 従業員はテーブル移動時には手指消毒を励行する。特に、客にグラス等を渡す者は注意する。
- ・ 食器等を通じた感染の回避を図るため、客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起すること。
- ・ 客席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒すること。
- ・ 換気設備による換気又は窓の開閉により毎時2回以上の換気をすること。

#### ⑰特定遊興施設（ナイトクラブ）

- ・ DJブースやダンサーネステージ（以下「DJブース等」という）とダンスホールが隣接する場所に関しては、DJブース等からできるだけ2m（最低1m）離れた位置にラインを表示し、その間は使用禁止とすること。ただし、DJブース等とダンスホールの間に透明なパーテーションを設置する場合はこの限りではない。
- ・ ダンス等をするスペースと飲食をするスペースが明確に分かれていない場合は、飲食物を提供しないこと。
- ・ 客と客との間隔を2m（最低1m）以上確保すること。
- ・ カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する、又は対面の距離を確保すること。
- ・ 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止を周知すること。
- ・ 入退場の際は、2m（最低1m）以上の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫すること。
- ・ 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないように注意喚起すること。
- ・ 食器等を通じた感染の回避を図るため、客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起すること。

- ・ 客席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒すること。
- ・ 換気設備による換気又は窓の開閉により毎時2回以上の換気をすること。

## ㉑オーセンティックバー

- ・ 客と客との間隔を2m（最低1m）以上確保すること。
- ・ カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する、又は対面の距離を確保すること。
- ・ 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止を周知すること。
- ・ 入退場の際は、2m（最低1m）以上の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫すること。
- ・ 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないように注意喚起すること。
- ・ 食器等を通じた感染の回避を図るため、客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起すること。
- ・ 客席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒すること。
- ・ 換気設備による換気又は窓の開閉により毎時2回以上の換気をすること。

※本ガイドラインにおけるオーセンティックバーとは、一般財団法人力カクテル文化振興会、一般社団法人日本バーテンダー協会及び一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会が令和2年6月2日に策定された「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」において定義されるバーのことを指す。

## ㉒ライブハウス

- ・ 混雑時における入場制限（整理券配布等）をすること。
- ・ ステージと客席の間は、2m（最低1m）以上の間隔を取ること。
- ・ 客と客との間隔を2m（最低1m）以上確保すること。
- ・ カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する、又は対面の距離を確保すること。
- ・ チケットもぎりの際にマスクや手袋を着用すること。
- ・ 出待ちや面会は控えるように周知すること。
- ・ 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止を周知すること。
- ・ 客と接触するような演出（声援を惹起する、客をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないこと。
- ・ 公演関係者に対して表現上困難な場合を除き原則としてマスク（適宜フェイスガード等）着用を求めるこ。
- ・ 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人と2m（最低1m）以上の間隔を保つよう表示・周知すること。
- ・ 入退場の際は、2m（最低1m）以上の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫すること。

- ・ 食器等を通じた感染の回避を図るため、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起すること。
- ・ 客席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒すること。
- ・ 換気設備による換気又は窓の開閉により毎時2回以上の換気をすること。